

保護者の皆様へ

東京都立多摩科学技術高等学校長
森田 常次
(公印省略)

学校保健安全施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童生徒等が登校できない期間です。(出席停止により欠席した期間は、欠席扱いにはなりません。)

これらの感染症(裏面参照)と診断された場合には、速やかに学校にご連絡ください。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれがなくなり登校を再開する際には、以下の「学校感染症による欠席届」に保護者の方がご記入のうえ、担任へご提出ください。

※病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

.....

学校感染症による欠席届

東京都立多摩科学技術高等学校長 殿

_____年_____組_____番

氏名_____

下記の疾患について、_____月_____日(_____)に医師の診断を受けました。

このため、_____月_____日(_____)から_____月_____日(_____)まで欠席させていましたが、登校させますのでご連絡します。

病名：_____

受診した医療機関名：_____

医療機関電話番号：_____

令和_____年_____月_____日

保護者名 _____

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
(学校保健安全法施行規則第 18 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ 熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸 器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフル エンザ	治癒するまで
	※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コ ロナウィルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナ ウィルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清型 は現時点で H 5 N 1 及び H 7 N 9。	
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼 児にあつては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した 後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好にな るまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性 出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ 感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止 を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）